

県民から寄せられた意見（令和3年8月～令和4年2月）

1 県民の声 2件

項目	意見概要	回答及び対応の概要
①	<p>バーコードを利用した貸出（受付日：R3.11.12）</p> <p>昨今、電子決済が定着してきており、あまりカードや財布を持ち歩かなくなってきました。一方で、スマートフォンの普及で民間のシステムは日々利便性が向上しています。</p> <p>図書館の貸出カードについても、スマートフォン内のバーコードで貸出が出来るような形にならないでしょうか？</p> <p>更なる利用者アップや利用者の利便性向上に向けて、先進システムを入れて更に県民が誇りを持てる図書館になってほしいです。</p> <p>多額の費用をかけて図書館のアプリを作ってくれという話ではありません。現状の図書カードの番号を読み込んだバーコードアプリ等でも図書館カードの代わりで受け付けれるように柔軟な対応を求めるものです。</p> <p>参考 https://play.google.com/store/apps/details?id=de.stocard.stocard&hl=ja&gl=US</p>	<p>図書館での貸出しについて、スマートフォン利用ができるようにして欲しいというお気持ちは大変良くわかります。周知不足のためか、あまり知られていませんが、当館でもスマートフォンによる貸出しを行っているところです。</p> <p>御案内いただいたようなアプリを使ったものではありませんが、当館のホームページから入る「スマホサイト」で表示するバーコードで御利用いただけます。（「スマホサイト」→「マイライブラリ」→「利用者情報」→「利用者カード」）表示までに多少手間がかかることもあり、システムの改善や利用方法の拡大について今後検討していきたいと考えています。</p>
②	<p>マイナンバーカードを利用した貸出（受付日：R3.11.15）</p> <p>昨今、マイナンバーカードの利用促進がうたわれております</p> <p>他県ではマイナンバーカードを図書館カードとして利用できる取り組みも進められているようです。</p> <p>https://www.point-navi.soumu.go.jp/point-navi/library/</p> <p>鳥取県においても同様の施策を行うことを検討してはいかがでしょうか</p> <p>更なる利用者アップや利用者の利便性向上に向けて、</p>	<p>マイナンバーカードを活用した図書館の利用については、近年の他県との会議などにおいても議題となり、意見交換や情報共有をしているところです。</p> <p>この度情報提供していただいた自治体は、総務省の実証実験などをきっかけに同省のポータルサイトを利用してマイナンバーカードを活用した図書館の利用を実施しているようです。</p> <p>このうち何県かに確認したところ、カウンターでマイナンバーカードを読み取ることによって図書館利用カードのバーコードを専用端末に表示させ、それを貸出機器で読み取ることによって貸出しを行っているとのことでした。</p> <p>ただし、これができるのは対人のカウンターでのみであり、自動貸出機やインターネット上のサービスは利用できないため、結局は利用者カードの方が便利であり、登録者数は数十名にとどまっているとのことでした。</p>

<p>先進システムを入れて更に県民が誇りを持てる図書館になってほしいです。</p>	<p>しかし、御指摘のとおり、今後は図書館を含め、行政機関全体がデジタル化を促進していく必要があると考えていますので、マイナンバーカードの活用等については検討していきたいと考えているところです。</p>
---	---

2 利用者の意見 8件

項目	意見概要	回答及び対応の概要
①	家族による予約本の借受（受付日：R3.11.2）	
	<p>家族の代理で予約の本を借りに来たので本人でないと貸せないと言われ（カードも持っていたのに）借りられなかった。事前に電話連絡してからだと借りられるとのこと。1回1回その手続は面倒。 せめて登録制にして欲しい。 せめて登録している家族なら借りられるようにして欲しい。</p>	<p>この度は御足労いただいたにもかかわらず、残念な結果となってしまい、申し訳ありませんでした。 県立図書館では、利用者のプライバシーを守るため、予約本については、御本人による受け取りを原則としています。 例外として、事前に御本人から代理受領の連絡をいただいた上で、御本人の利用者カードをお持ちいただいた場合に限り、御本人以外へお渡ししているところですが、この度は御本人の意向が確認できなかったため、お断りしたものです。 秘密で調べ物をしたい場合や、他人に知られたくないことなどに関する場合があるため、例え御家族であっても、予約本のお渡しをお断りしています。 あらかじめ家族情報を登録していた場合であっても、御本人の意向を確認する必要があると考えておりますので、このような当館の取り扱いに御理解をいただきますようお願いいたします。 なお、障がいのある方等で、その都度の来館や連絡が負担になる方については、個別にできる限りの配慮を検討しますので、御相談ください。</p>
②	漫画、若者向けの本の増冊（受付日：R3.11.2）	
	<p>漫画の数が少ないので県外の漫画も増やして頂きたい。 若者向けの本をもっと増やして欲しい。</p>	<p>1 漫画について 県立図書館では、県立図書館の特殊性や求められる役割、県内の市町村立図書館や書店の運営状況等を総合的に勘案し、県外作家の漫画については、以下の方針で収集することとしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。 (1) 特定分野を理解する上で助けとなる漫画あるいは啓発的な内容のものを厳選して収集する。 (2) その他の分野の漫画に関しては、完結後10年以上経過したもので、十分評価の定まった作品に限り、厳選して収集する。 2 若者向けの本について 一口に「若者向けの本」と言っても、その人の興味や置かれている状況によって様々な本が求められることになると考えますが、県立図書館では特に「ドリームティーンズコーナー」を設け、若者が興味を持ちそうな本や若者に読んでもらいたい本を配架しているところです。 当館に未所蔵で御希望の資料がありましたら、リクエスト制度がありますので、購入を検討させていただきます。</p>

③ ライトノベルについて（受付日：R3.11.9）

<p>ライトノベルはどこに保管してあるのでしょうか。</p>	<p>当館では、ライトノベルを集めたコーナーは設けていませんが、ドリームティーンズコーナーに若干配架しています。また、数は多くありませんが、書庫に保管しているものもありますので、検索用のパソコンで検索していただくか、お気軽に職員にお尋ねください</p>
--------------------------------	--

④ DVDについて（受付日：R3.11.9）

<p>DVDの位置がわかりません。</p>	<p>DVDは書庫に置いておりますので、館内貸出手続の上、2階の郷土資料室「映像・視聴ブース」において御視聴いただけます。 郷土資料室カウンター前の目録で所蔵DVDを御確認いただき、視聴したいDVDを視聴申込用紙に記入の上、職員にお申し込みください。 その他にも館内の本棚に配架しているDVDがあり、このうち1階相談カウンター前のビジネスヒント調査コーナーの農業関連DVDについては、館外への貸出しも行っています。 雑誌や本の付録として付いているDVDのうち、出版社が貸出を許可したのものについても、館外への貸出しを行っています。 また、1階は一とふるコーナーにもDVDを置いておりますが、これは事前登録を行った図書館利用に障がいのある方等が利用対象となります。 なお、上記館外への貸出しを行っているもの以外の多くのDVDについては、著作権法上の制限により、館外への持ち出しをお断りしておりますので、御了承ください。</p>
-----------------------	--

⑤ まんがの増冊（受付日：R3.11.9）

<p>まんがの作品数を増やして欲しい。</p>	<p>県立図書館では、県立図書館の特殊性や求められる役割、県内の市町村立図書館や書店の運営状況等を総合的に勘案し、県外作家の漫画については、以下の方針で収集することとしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。 (1) 特定分野を理解する上で助けとなる漫画あるいは啓発的な内容のものを厳選して収集する。 (2) その他の分野の漫画に関しては、完結後10年以上経過したもので、十分評価の定まった作品に限り、厳選して収集する。 なお、当館に未所蔵で御希望のものがありましたら、リクエスト制度がありますので、購入を検討させていただきます。</p>
-------------------------	---

⑥ 自習スペースについて（受付日：R3.11.25）

<p>じしゅうスペースをたくさんつくってほしい。 ワークなどをおいてほしい。</p>	<p>県立図書館では子どもの居場所として図書館を利用してもらうキャンペーンを行っています。 この取組のひとつとして、夏休み等の子どもの自習スペースの提供についても検討しているところです。 具体的なことが決まったときには、館内の掲示やホームページ等でお知らせします。</p>
--	--

	<p>ワークブックやドリルなどの自習に必要な資料の購入については、自習スペースの提供方針に併せて検討したいと思います。 ※ひらがなによる回答も添付</p>
<p>⑦ カウンターカーテンについて（受付日：R3.12.7）</p>	
<p>毎回感じることだが、絵（本）の返却、貸出しの際、感染防止対策用のカーテンが長すぎ、その都度カーテンに手が触れるし、袋に本が入れにくく、利用者側としてはリスクが高い。 双方にとって安全で利用しやすい対策の再検討を願う。</p>	<p>児童カウンターのカーテンは、感染症対策として設置しているものですが、11月11日に取り換えた際、長さの調整が十分でなかったため、不安を感じられることとなり申し訳ありませんでした。 今後は、カーテンの長さを調整して手が触れにくくするとともに、貸出手続を終えた本は、高さが高くなりすぎないように小分けにしてお渡ししたいと思います。 また、袋詰めをしてもらいやすいように、児童カウンター前の机を天板が広いものに交換します。</p>
<p>⑧ 家族による代理借受（受付日：R4.1.9）</p>	
<p>本を借りるとき予約の本を家族に代理で借りてきてもらうのに、その度毎に図書館に連絡しなければ貸してもらえない。 家族でカードを持ってきていれば連絡なしでも貸してほしい。又は、登録してある家族は貸出可能など考えてもらえませんか。</p>	<p>県立図書館では、利用者のプライバシーを守るため、予約本については、御本人による受け取りを原則としています。 例外として、事前に御本人から代理受領の連絡をいただいた上で、御本人の利用者カードをお持ちいただいた場合に限り、御本人以外へお渡ししているところです。 秘密で調べ物をしたい場合や、他人に知られたくないことなどに関する場合があるため、例え御家族であっても、予約本のお渡しをお断りしています。 あらかじめ家族情報を登録していた場合であっても、御本人の意向を確認する必要があると考えておりますので、このような当館の取り扱いに御理解をいただきますようお願いいたします。 なお、障がいのある方等でその都度の来館や連絡が負担になる方や御本人が直接来館しにくいような特段の事情がある方等については、個別にできる限りの配慮を検討しますので、御相談ください。</p>
<p>⑨ わかりやすい講演会（受付日：R4.2.13）</p>	
<p>たまに講演会があるのは良いが、難しい内容ばかりなので、落語などもっとわかりやすい、笑えるものが聞きたい。</p>	<p>県立図書館は、「県民に役立ち地域に貢献する図書館」を目指して各種事業を積極的に実施しています。 様々な講演会等もそのひとつですが、これは、県民に図書館を利用するきっかけとしていただいたり、図書館が実施する事業への理解を深めていただいたりすることを目的として行っているものです。 県立図書館が行うべき公共的事業である必要もありますので、娯楽性の高いものを実施するのは困難ですが、御指摘のとおり、わかりやすく、親しみやすいものであれば、多くの人に参加していただくことにもつながると思いますので、今後の事業の検討に当たって留意していきたいと思っております。</p>

⑩ 旅行雑誌の配架（受付日：R4. 2. 20）

<p>「じゃらん」のような旅行向け雑誌についてですが、関東や東北等色々な地域の雑誌も置いていただくと尚ありがたいです。 無作法ですみません。いつも利用させていただき助かっています。 もし旅行向け以外でも写真のあるものだとうれしいです。</p>	<p>旅行雑誌については、雑誌コーナーには、需要の多い関西・中国・四国地方版の「じゃらん」を置いています。 全国各地地方版については、地理コーナーに「まっふる」を置いています。 また、地理コーナーには地方ごとに集めた図書も置いており、写真付きで紹介しているようなものも数多くありますので、併せて御利用ください。</p>
---	---

⑪ 館内での注意（受付日：R4. 2. 23）

<p>騒がしい親子にははっきり注意してくださる勇気をお願いします。</p>	<p>御利用の際に、児童コーナーの利用者について騒がしく感じられたのではないかと思います。申し訳ありませんでした。 当館は、老若男女、様々な方に御利用いただいております。中には大きな声が出てしまう小さなお子様や障がい等により静かにしているのが難しい方もいらっしゃいます。 このため、ある程度の雑音はやむを得ないと考えているところですが、多くの方が不快と感じられるような場合には、声を控えていただく等の御協力をお願いしているところですので、声掛けが行き届いていないような場合は、お近くの職員にお知らせください。 今後ともお客様に満足していただける図書館を目指していきたいと思っておりますので、お気づきのことがあれば遠慮なく御指摘ください。</p>
---------------------------------------	--